

(設置)

第1条 平戸市情報公開条例(平成17年平戸市条例第15号。以下「公開条例」という。)第14条及び平戸市個人情報保護条例(平成17年平戸市条例第230号。以下「保護条例」という。)第31条の規定による実施機関(公開条例及び保護条例に規定する実施機関をいう。以下同じ。)の諮問に応じ審査するため、平戸市情報公開・個人情報保護審査会(以下「審査会」という。)を設置する。

(組織)

第2条 審査会は、委員5人以内をもって組織する。

2 委員は、情報公開制度及び個人情報保護制度に関し識見を有する者のうちから市長が委嘱する。

(任期)

第3条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第4条 審査会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、審査会を代表し、会務を掌理する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 審査会は、会長が招集し、会長は、会議の議長となる。

2 審査会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審査会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(審査会の調査権限)

第6条 審査会は、必要があると認めるときは、諮問をした実施機関に対し、次に掲げる公文書又は個人情報の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された公文書の公開及び個人情報の開示を求められない。

(1) 公開条例第8条各項の決定に係る公文書

(2) 保護条例第21条第1項から第3項までの決定に係る個人情報

(3) 保護条例第28条各項の決定に係る個人情報

2 実施機関は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。

3 審査会は、必要があると認めるときは、実施機関に対し、第1項各号の公文書又は個人情報に記録されている情報の内容を審査会の指定する方法により分類又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。

4 第1項及び前項に定めるもののほか、審査会は、不服申立てに係る事件に関し、不服申立人、参加人又は実施機関(以下「不服申立人等」という。)に意見書又は資料の提出を求めること、不服申立人等その他適当と認める者にその知っている事実を陳述させ、若しくは意見を述べさせ、又は鑑定を求めるとその他必要な調査をすることができる。

(意見の陳述)

第7条 審査会は、不服申立人等から申立てがあったときは、当該不服申立人等に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 前項本文の場合においては、不服申立人又は参加人は、審査会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。

(意見書等の提出)

第8条 不服申立人等は、審査会に対し、意見書又は資料を提出することができる。ただし、審査会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

2 審査会は、不服申立人等から意見書又は資料が提出されたときは、不服申立人等(当該意見書又は資料を提出した者を除く。)にその旨通知しなければならない。

(提出資料の閲覧等)

第9条 不服申立人等は、審査会に対し、審査会に提出された意見書又は資料の閲覧又は写しの交付を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害すると認めるときその他正当な理由があるときでなければ、その閲覧又は写しの交付を拒むことができない。

2 審査会は、前項の規定による閲覧又は写しの交付について、その日時及び場所を指定することができる。

(答申)

第10条 審査会は、諮問のあった日から起算して90日以内に答申するよう努めるものとする。

(審査手続の非公開)

第11条 審査会の行う審査の手続は、公開しない。

(答申書の送付等)

第12条 審査会は、諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを不服申立人及び参加人に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。

(守秘義務)

第13条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(委任)

第14条 この条例に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

(平戸市情報公開条例の一部改正)

2 平戸市情報公開条例(平成17年平戸市条例第15号)の一部を次のように改める。

(次のよう略)